

介護予防支援・介護予防ケアマネジメント重要事項説明書

敦賀市地域包括支援センター「あいあい」

当事業所があなたに提供するサービスについて下記のとおり説明します。

記

1 事業の目的及び運営の方針

当事業所は、要支援者又は介護予防・日常生活支援総合事業対象者やその家族の相談に応じ、心身の状況、その置かれている環境、要支援者又は介護予防・日常生活支援総合事業対象者本人及びその家族の希望など、意向を把握した介護予防サービス・支援計画を作成し、サービス提供機関との連絡調整を行い、利用者本位の適切なサービス利用につなげていきます。また、地域の保健、医療、福祉サービス機関や関係市町村との連携、協力関係を強化し、利用者によりよいサービスを提供できるよう取り組みます。

2 事業所名称及び所在地

事業所名称	敦賀市地域包括支援センター「あいあい」
所在地	〒914-0047 福井県敦賀市東洋町4番1号 (敦賀市福祉総合センター「あいあいプラザ」内) 電話 0770-22-7272 FAX 0770-22-3785

3 職員の職種、人数及び職務内容

職種	指定介護予防支援事業所	地域包括支援センター	職務内容
管理者	1名	1名	事業及び職員の管理を行います。
担当職員	2名以上	2名以上	介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントの提供を行います。

4 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～金曜日
営業時間	8:30～17:30

※土日、祝日、年末年始（12/29～1/3）を除く

5 介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントの提供方法と内容

- (1) 利用者の相談を受ける場所は当事業所、又は利用者宅等とします。
- (2) 指定介護予防支援の内容は「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」第31、32条の規定により行います。
- (3) 介護予防ケアマネジメントの内容は「敦賀市介護予防・日常生活支援総合事業介護予防ケアマネジメントマニュアル」に基づき行います。
- (4) 要介護・要支援認定の申請や介護予防・日常生活支援総合事業対象の確認等に係る援助を行います。

6 利用料

このサービスの利用料は、介護保険制度から全額給付されますので、個人負担はありません。ただし、保険料の滞納等により、現物給付が受けられなくなった場合には、1か月毎に、介護報酬又は市で定められている金額をお支払いいただき、当方からサービス提供証明書を発行します。このサービス提供証明書を市役所窓口へ提出すると、後日払い戻しが受けられます。

7 サービス内容に関する苦情等相談窓口

提供したサービスに苦情がある場合は、迅速かつ誠実に対応いたします。なお、これを理由に利用者に対して不利益な取り扱いをすることはありません。

<苦情相談窓口>

機 関 名	受 付 時 間	電 話
敦賀市地域包括支援センター 「あいあい」(責任者: 團田典子)	8:30~17:30	0770-22-7272
敦賀市役所長寿健康課	8:30~17:15	0770-22-8180
福井県国民健康保険 団体連合会	9:00~16:00	0776-57-1611
福井県社会福祉協議会 (ハート支援室)	9:00~17:00	0776-24-2347

※土日、祝日、年末年始(12/29~1/3)を除く

- 8 (委託ありの場合) 介護予防支援・介護予防ケアマネジメント契約書第7条の規定に基づき、敦賀市地域包括支援センター「あいあい」は、介護予防支援又は介護予防ケアマネジメント業務の一部を以下の指定居宅介護支援事業所に委託いたします。

名 称	
所 在 地	
電 話	

苦情等相談対応窓口・苦情等の処理体制図

1. 利用者からの相談又は苦情等に対応する窓口(連絡先)

- 指定介護予防支援事業所敦賀市地域包括支援センター「あいあい」の管理者及び担当職員
 相談責任者： 管理者 團田典子 電話： 0770-22-7272 ファックス： 0770-22-3785
- 敦賀市福祉保健部長寿健康課 電話： 0770-22-8180
- 福井県国民健康保険団体連合会 電話： 0776-57-1614
- 福井県社会福祉協議会運営適正化委員会 電話： 0776-24-2347

2. 当事業所が苦情等の処理を行うための体制・手順

